

質問回答書

事業名：あさぎり町救護施設しらがね寮指定管理

質問 番号	項目等	回答
	内容	
1	町立保育所民営化との引継ぎ期間の違い 募集要項 p.4「6 指定の期間」 業務仕様書 p.9「17 準備業務について」「18 業務引継ぎ等について」 町立保育所民営化関係資料	町では、令和7年度の移譲先候補者からの申請取り下げ後、令和8年4月1日から予定していた民営化を、1年先延ばした令和9年4月1日から指定管理者による管理運営に方針を切り替え協議を重ねてきました。 今回の期間につきましては、今回と同様のスケジュールで民営化の手続きを行った、類似施設の実例を参考に設定した期間になります。
	町立保育所民営化時には8か月以上の期間を確保していた一方、しらがね寮では実質3か月程度とする理由をお示ください。	
2	実質3か月の引継ぎ・準備体制及び令和9年4月1日開始の必要性 募集要項 p.4「6 指定の期間」 募集要項 p.10「19 指定管理者の決定及び管理業務に係る委託料」 業務仕様書 p.9「17 準備業務について」「18 業務引継ぎ等について」 業務仕様書 p.10「19 その他(1)」 現地説明会説明事項	質問1への回答をご参照下さい。 指定管理者の正式決定から事業開始までの期間は、事務手続き上の実例に基づき設定したものです。具体的な引継ぎ・準備項目及びスケジュールに基づき設定したものではありませんが、この期間中に、施設での実務や個別協議等について段階を踏んで引き継げればと考えているところです。 懸念されている件につきましては、指定管理開始は令和9年4月1日を基本としますが、町と指定管理者との協議の上、必要な業務支援については対応を検討します。
	指定管理者の正式決定から事業開始まで、実質3か月程度で円滑な引継ぎ及び準備が可能と判断した理由と根拠をお示ください。 また、会計年度任用職員については、指定管理者となる社会福祉法人において正規職員又は臨時的任用職員として雇用し、労働条件等は該当者との個別協議とされています。この個別協議を含め、実質3か月程度の中で実施する具体的な引継ぎ・準備項目及びスケジュールをお示ください。 人員確保、職員との協議、研修、利用者支援の引継ぎ等を十分に行うことは極めて困難ではないかと懸念しています。指定管理開始を令和10年4月1日に延期することについて検討の余地はないのでしょうか。令和9年4月1日から開始しなければならない具体的な理由もお示ください。	
3	町職員8名の取扱い 業務仕様書 p.10「19 その他(1)」 別添2「救護施設しらがね寮の事業実績に関する資料」p.1「職員の構成」 現地説明会説明事項	現在勤務している町職員8名は、指定管理開始時に全員本庁勤務となる予定ですが、町と指定管理者との協議の上、必要な業務支援については対応を検討します。
	現在勤務している町職員8名は、指定管理開始時に全員引き揚げる予定でしょうか。 また、安定的な施設運営と円滑な引継ぎのため、町と指定管理者との協議の上、必要な町職員を一定期間配置することは検討できないでしょうか。	

質問 番号	項目等	回答
	内容	
4	必要な職員の確保 募集要項 p.8「14 選定方法」 業務仕様書 p.6「11 組織・運営体制」 業務仕様書 p.10「19 その他(1)」 別添2「救護施設しらがね寮の事業実績に関する資料」p.1「職員の構成」	質問1～3の回答をご参照下さい。
	町職員の引き揚げ等による不足人員を、実質3か月程度で募集・採用・研修・配置することを現実的に可能と判断しているのでしょうか。	
5	町議会・厚生文教常任委員会における現地確認・聞き取り・引継ぎ期間の検討 募集要項 p.4「6 指定の期間」 募集要項 p.10「19 指定管理者の決定及び管理業務に係る委託料」 町議会・厚生文教常任委員会関係資料	全員協議会・厚生文教常任委員会における現地確認等については把握出来ているものではありませんが、職員の配置状況・利用者の状況・運営状況・指定管理者制度導入スケジュール(案)について資料で説明しています。
	町議会又は厚生文教常任委員会は、実際にしらがね寮を訪問し、土地・建物・設備等を確認したのでしょうか。 また、今回の指定管理及び民営化について、利用者や職員から直接意見を聞いたのでしょうか。 あわせて、実質3か月程度の引継ぎ期間について、どのような調査・検討・議論を行ったのかお示ください。	
6	全員協議会・厚生文教常任委員会の会議記録等の開示 議会事務局保有資料	全員協議会・厚生文教常任委員会の会議記録等の開示につきましては、情報開示請求書を提出いただき、これにより開示の可否を判断されることになります。
	救護施設しらがね寮の民間移譲、指定管理、民営化、譲渡、移譲先選定、公募要項及び今後の運営方針について、協議、説明又は報告が行われた全員協議会及び厚生文教常任委員会に関し、議会事務局が保有する議事録、会議記録、会議要旨、発言記録、質疑応答記録、出席者名簿、会議資料、配付資料、説明資料、議員から提出された質問書、執行部の回答書、録音データその他会議内容及び発言内容を確認できる一切の記録について、開示又は閲覧は可能でしょうか。 それぞれについて、開示・閲覧が可能なものと、開示・閲覧ができないものを区分してお示ください。 また、開示・閲覧ができないものについては、その理由及び根拠をお示ください。	

質問 番号	項目等	回答
	内容	
7	完全民営化に向けた再協議・土地の参考価格2,527万円・辞退の可否 募集要項 p.2「1 指定管理者募集の目的」 募集要項 p.8「14 選定方法」	今回の募集は、移譲条件をご理解いただき応募頂く事としています。
	3年間の指定管理実績を踏まえ、民営化の可否及び移譲条件について改めて町と指定管理者が協議することは可能でしょうか。 また、指定管理応募時点で、将来、参考価格2,527万円を前提として土地を有償取得することまで受け入れる必要があるのでしょうか。 さらに、3年間の指定管理後、移譲条件について合意できなかった場合、完全民営化を辞退することは可能でしょうか。	
8	土地の有償譲渡と無償譲渡・長期無償貸付の可否 募集要項 p.2「1 指定管理者募集の目的」	保育所は、町内の乳幼児を受け入れる施設であり、町民に対する公益性が高い施設と認識しています。一方、救護施設の事業は公益性は高いものの、利用対象者はあさぎり町民に限定することなく、あさぎり町外の要保護者も受け入れるものであり、町民以外の方への利益もあることから有償譲渡としています。
	町立保育所では土地を無償貸付としている一方、しらがね寮では土地を有償譲渡とする理由をお示ください。 また、しらがね寮の土地を、無償譲渡又は長期間の無償貸付とすることは可能でしょうか。	
9	民営化した町立保育所の土地 募集要項 p.2「1 指定管理者募集の目的」 町立保育所民営化関係資料	保育所の無償貸付期間終了後の方針は、現段階では無償譲渡の予定ですが、問8への回答のとおり、あさぎり町民と町民以外の方への利益を考慮したものです。
	民営化した町立保育所について、現在の土地の取扱い及び無償貸付期間終了後の方針をお示ください。今回のしらがね寮の指定管理、民営化の内容と矛盾がないか確認する重要な内容です。	
10	収入・支出の詳細 募集要項 p.5「7 管理に要する経費」 別添2「救護施設しらがね寮の事業実績に関する資料」p.5「収支状況」	過去3か年分の決算書の写しを添付しますのでご参照下さい。
	各収入・支出科目について、収支計画を作成できる程度の詳細な内訳及び算定根拠をお示ください。	

質問 番号	項目等	回答
	内容	
11	赤字決算の要因及び人件費の考え方 募集要項 p.5「7 管理に要する経費」 別添2「救護施設しらがね寮の事業実績に関する資料」p.5「収支状況」	しらがね寮は公設公営の施設として運営してきましたが、必要最低限の専門職の配置しか出来ないことで加算の対象にならない事や、社会福祉法人等でなければ補助の対象にならない事業があるなど、社会福祉法人等であれば受けられる支援が、地方公共団体では受けられないことが赤字として表れていると認識しています。 町では、県内の類似施設の実例を確認し、指定管理者へ移行することで、民間施設給与改善費の他、指定管理期間中の運営の中で、施設機能強化推進費・介護職員加算・精神保健福祉士加算等の要件を満たし加算の対象となることで収支が改善できると判断しています。
	しらがね寮の収支が赤字となっている主な要因をどのように分析されているのかお示ください。 仮に町職員の人件費が主な要因であり、指定管理への移行によって人件費の削減を想定しているのであれば、「民間法人の方が人件費を抑えられる」と判断している具体的な根拠及び積算内容をお示ください。 今回のように短期間で町職員が引き揚げの中で指定管理を開始する場合、円滑な引継ぎと安定した運営のためには、指定管理法人において経験や能力のある中核職員を相当数配置する必要があるとあり、町職員と同程度、場合によってはそれ以上の人件費が必要となることも想定されます。 その点も踏まえ、指定管理への移行によって人件費を含む収支が改善すると判断している具体的な根拠をお示ください。	
12	参考となる他施設の収支 募集要項 p.5「7 管理に要する経費」 別添2「救護施設しらがね寮の事業実績に関する資料」p.5「収支状況」	参考としたのは、熊本県内でしらがね寮と同規模の救護施設で、千草寮（八代市）、野坂の浦荘（芦北町）、真和館（西原村）となります。収支面の資料については各法人のホームページ等により公表してある資料を送付頂いていますので、各法人等のホームページをご参照ください。
	救護施設その他の類似福祉施設で、町が収支面で参考としている施設や資料があればお示ください。	
13	事業報告書の二つの期限及び6月末提出の可否 業務仕様書 p.5「(7) 事業報告書等の提出」 業務仕様書 p.8「14 事業実施状況の監査等」	「翌年度5月30日まで」は誤りです。正しくは、「年度終了後30日以内」で統一すべきでした。業務仕様書については差替えます。 この期限は、あさぎり町公の施設の指定管理者制度に係る運用指針にて例示されている期限ですが、指定管理者選定後の協定書協議で確認したいと考えます。
	業務仕様書にある「翌年度5月30日まで」と「年度終了後30日以内」の二つの報告書について、その違いをお示ください。 また、社会福祉法人の決算手続との整合性から、正式な提出期限を6月末とすることは可能でしょうか。	
14	利用者アンケートの実施状況 業務仕様書 p.8「14 事業実施状況の監査等」	年1回、希望要望調査を行いケアプランに反映しています。 また、食事に関するアンケートを実施し、食事の献立に反映しています。
	これまでの利用者アンケートの実施状況及び施設運営へ反映した内容をお示ください。	

質問 番号	項目等	回答
	内容	
15	賃金・休日等の労働条件 業務仕様書 p.10「19 その他(1)」	給与は、月末締め・21日支給・当月払いです。 年間の休暇は、年次有給休暇最大20日(繰越20日:勤務年数で違います)、特別休暇、介護休暇となります。(期間は4月1日～3月31日) ※あさぎり町会計年度任用職員の給与等に関する条例、あさぎり町会計年度任用職員の任用等に関する規則によります。
	町職員以外の職員について、賃金・手当の締日、給与支給日、当月払い・翌月払いの別、年間休日数及び起算日をお示ください。	
16	雇用条件の変更 業務仕様書 p.10「19 その他(1)」	関係法令等を遵守される中で、指定管理者の考えで変更することは可能です。
	現在の勤務・労働条件を、指定管理開始後に指定管理者が変更することは可能でしょうか。	
17	情報共有・支援記録システム、ICT機器、介護ロボット・見守り機器の整備状況 業務仕様書 p.4「(3)備品等の維持、管理及び修理」 業務仕様書 p.6「10 情報の取り扱いに関する事項」	職員間の情報共有等のシステム・ツールはありません。(紙媒体のみ) 使用機器 パソコン…施設長1台、事務員1台、生活指導員2台、介護職員8台、看護師1台、栄養士1台 タブレット…無し 業務用スマートフォン…無し 介護ロボット…無し 見守り機器・センサー…転倒防止センサーマット3台、屋外センサー4か所 ナースコール…居室31室、トイレ3ヶ所に各1台、ペンダントコール2台
	職員間の情報共有、連絡、支援記録等に使用しているシステム・ツール及び利用状況をお示ください。 職種ごとに使用しているパソコン、タブレット、業務用スマートフォン等の種類、台数及び使用状況をお示ください。 介護ロボット、見守り機器・センサー、ナースコール等の種類、台数及び利用状況をお示ください。	
18	データ管理・バックアップ 業務仕様書 p.6「10 情報の取り扱いに関する事項」	町職員用パソコンはデスクトップ型9台で、クラウド管理です。 介護職員用パソコンはノート型5台となりますが、個人の記録等のデータは紙媒体で保存しています。
	クラウド、NAS等による文書・データの保存、共有及びバックアップ方法をお示ください。	

質問 番号	項目等	回答
	内容	
19	職員研修及び新人職員の指導体制 業務仕様書 p.4「(4)しらがね寮の運営に関すること」イ 業務仕様書 p.6「11 組織・運営体制」	(新人研修) ・採用日に指導員がオリエンテーションを行います。 (令和7年度研修実績) ○職員研修…町が実施する庁内の職員研修に参加 ・接遇マナー研修(18名出席) ・ハラスメント研修(7名出席) ※指定管理施設の職員を対象とした研修ではありません。 ○外部研修 ・熊救協第1回救護施設職員研修会(施設長1名、介護職員2名、栄養士1名) ・熊救協(九救協合同)第2回救護施設職員研修会(施設長1名、介護職員2名) ・九救協施設職員研修会(介護職員3名)
	新人研修の内容、期間及びその後の指導・育成体制をお示ください。 あわせて、令和7年度に施設内で実施した研修について、内容、対象人数及び講師をお示ください。 また、令和7年度の外部研修への派遣実績について、研修名、内容、参加職種及び参加人数をお示ください。	
20	職員の資格保有状況 業務仕様書 p.6「11 組織・運営体制」 別添2「救護施設しらがね寮の事業実績に関する資料」p.1「職員の構成」	看護師1名 准看護師2名 介護福祉士3名 ヘルパー2級3名
	町職員以外の職員について、福祉・医療・介護等の資格の種類及び資格ごとの保有人数をお示ください。	
21	不適切な対応・虐待・不祥事及び利用者・家族等からの苦情 業務仕様書 p.5「9 事故・災害時の対応」 業務仕様書 p.8「14 事業実施状況の監査等」	質問いただいているような事案については該当ありません。
	令和7年度から令和8年9月末までについて、個人が特定されない範囲で、職員による不適切な対応・行為、虐待、不祥事及び利用者・家族等からの苦情について、それぞれ件数、概要、対応内容及び再発防止策をお示ください。該当する事案がない項目については、「該当なし」と明記してください。	
22	優先的に改修・更新すべき設備等 業務仕様書 p.4「(2)施設の維持、管理及び修繕」「(3)備品等の維持、管理及び修理」 業務仕様書 別表2 p.11-12「町及び指定管理者が危険を負担する範囲」 あさぎり町公共施設個別施設計画 p.69「エ 個別施設の方向性」「オ 個別施設の対策内容と実施時期、対策の概算費用」	現時点では、照明器具のLED化更新工事を予定しています。 現在、公共施設劣化調査を行っており、10年間の施設整備の目安については、指定管理者へお示しする予定です。 備品については備品台帳により、購入時期は確認していますが、対応の現状としては、故障等が発生したときに改修・更新を行っています。
	現時点で町が把握している建物、設備、機器、備品等のうち、今後優先的に改修、更新又は交換が必要と考えているものをお示ください。	

質問 番号	項目等	回答
	内容	
23	完全民営化時の運転資金等への支援 募集要項 p.2「1 指定管理者募集の目的」	現時点において、補助金等の財政的支援の予定はありません。
	完全民営化に際し、運転資金その他の初期費用について、町が補助等の財政的支援を行うことは可能でしょうか。民営化に際し、財政的支援を行っている自治体もあるため。	
24	完全民営化に向けた大規模修繕・施設整備及び財政支援 募集要項 p.2「1 指定管理者募集の目的」 業務仕様書 p.4「(2)施設の維持、管理及び修繕」「(3)備品等の維持、管理及び修理」 業務仕様書 別表2 p.11-12「町及び指定管理者が危険を負担する範囲」 あさぎり町公共施設個別施設計画 p.69「エ 個別施設の方向性」「オ 個別施設の対策内容と実施時期、対策の概算費用」	①照明器具のLED化更新工事を予定しています。 ②民営化後の、建替え等に伴う財政的支援は、「社会福祉施設等施設整備補助金」の活用を想定しています。 ③④施設の譲渡価格については、現状有姿での譲渡を原則とし、適正価格での譲渡が基本となるため、不動産鑑定評価に基づき算出された額に、あさぎり町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例施行規則に基づく減額率3割以内を適用し算出しましたが、土地についての譲渡条件の考え方は質問8の回答をご参照下さい。また、建物につきましては、改修費用や将来的な解体費等の負担が見込まれることから、無償譲渡することで、将来的に安定的な施設運営に寄与すると判断しました。
	しらがね寮は、建物・設備の老朽化が進み、補修・改修を要する箇所も多く、高齢化への対応も十分とはいえない状況にあり、今後、大規模修繕、施設改修、設備更新等に多額の費用を要することが想定されます。 町の公共施設個別施設計画においても、しらがね寮について「大規模改修の必要性も高まっている」とされています。 このような状況で、必要な修繕・改修内容や費用負担を明確にしないまま完全民営化を進めるのであれば、現在の赤字運営だけでなく、これまで町が負うべきであった施設の老朽化対策や、民営化後に発生する多額の修繕・更新費まで移譲先法人に負担させることになり、結果として町の財政負担を民間法人へ転嫁するための民営化と受け取らざるを得ません。 また、土地の無償譲渡について、「10年後に土地・建物を売却して法人に利益が生じる可能性がある」との考え方があるのであれば、老朽化した施設を今後10年間維持・運営するために必要となる大規模修繕、改修、設備更新等の費用を具体的に積算した上での見解なのでしょうか。 これらの費用を考慮すれば、土地を無償譲渡したとしても、その価値を上回る法人負担が生じる可能性があります。修繕・更新費用を考慮せず、土地の無償譲渡だけを法人側の利益として捉えるのであれば、施設の現状と将来負担を踏まえた判断とはいえないのでしょうか。 さらに、十分な施設整備を行わずに民営化し、その後の修繕費まで法人負担とするのであれば、町が長年保有・運営してきた施設の老朽化による負担を、民営化を機に民間法人へ移すことになるのではないのでしょうか。 以上を踏まえ、次の4点について、具体的な積算や検討内容を含めてお示しください。 ① 完全民営化までに町が責任をもって実施する大規模修繕、施設改修、設備更新等の範囲 ② 民営化後に必要となる建替え、大規模修繕、設備更新等について、町がどこまで財政的責任を負うのか ③ 土地の譲渡条件と、今後10年間に想定される修繕・更新費用をどのように比較・評価したのか ④ 修繕・更新費用を含めても、なお民営化が移譲先法人に過大な負担を生じさせないと判断している具体的な根拠	

質問 番号	項目等	回答
	内容	
25	個室化・ユニット化等の施設整備 業務仕様書 p.1「1 施設概要」 別添2「救護施設しらがね寮の事業実績に関する資料」p.6「平面図」	これまで、利用者の人権及びプライバシーの確保、高齢化や障害特性への配慮、職員の労働環境の改善等の観点から施設の運営に努めてきました。 現時点においては、現状の施設・設備での指定管理者による運営管理及び民営化を予定していますが、運営については協議の場を設けることとします。
	居室の個室化やユニット化を含め、利用者の人権及びプライバシーの確保、高齢化や障害特性への配慮、職員の労働環境の改善等の観点から、必要な施設整備についても検討していただくことは可能でしょうか。	
26	現在の取引業者の継続及び変更 業務仕様書 p.4「(4)しらがね寮の運営に関すること」	地産地消や地元業者の利用を優先いただくという考え方については、感謝申し上げます。 町としましても、地産地消や地元業者の継続利用はお願いしたいところですが、指定管理者の判断により、業者を変更することは可能です。
	私たちとしても、可能な限り地産地消や地元業者の利用を優先したいと考えています。 一方で、今回の指定管理において効率的な運営やコスト削減が重視される場合、現在の取引業者との継続と、価格・条件等を比較した上でのコスト削減のどちらが優先されるのでしょうか。 また、地元業者であるかどうかにかかわらず、指定管理者の判断により、より安価又は条件の良い業者へ変更することは可能でしょうか。	
27	今回の指定管理と町の施政方針との整合性 募集要項 p.2「1 指定管理者募集の目的」 募集要項 p.3「3 施設の管理運営と指定管理者募集に当たっての基本的な考え方」 募集要項 p.8「14 選定方法」 第5次あさぎり町保健福祉総合計画 p.4「3 保健福祉総合計画の構成と各計画の位置づけ」 第3次あさぎり町総合計画 p.45「総合計画とリーディングプロジェクト(総合戦略)の関係」	限られた準備期間の中とは思いますが、町職員の支援については対応を検討します。 しらがね寮は、配置される職員が定期的な人事異動で代わることや、事務職員であることによる人材育成の限界、利用者の自立を支援するための専門的な知識が不足することが課題となっています。 今回の指定管理者制度の導入及び民営化は、専門的な経験や資格をもった社会福祉法人に管理運営を委託・譲渡することで、利用者へのサービスが向上する事を目的に実施するものです。
	実質3か月程度という限られた準備期間の中で、町職員の引き揚げ、人員確保、職員との個別協議、研修、利用者支援の引継ぎ及び運営体制の構築までを求める今回の指定管理について、利用者、職員及び指定管理法人それぞれに十分な配慮がなされていると考えているのでしょうか。 私たちとしては、今回の進め方は、利用者にとって十分な支援の継続が確保できるのか、職員にとって安心して働き続けられる環境が確保できるのか、指定管理法人にとって持続可能な運営が可能なのかという点で、いずれに対しても十分な配慮がなされているとは到底考えにくい状況です。 このような利用者、職員及び指定管理法人の誰にとっても無理のある指定管理の進め方が、町の掲げる「人が集い 支えあう 未来へつなぐ『あさぎり町』」「魅力ある健康・福祉の構築」という施政・計画の方向性と、どのように整合しているのでしょうか。 また、今回の指定管理が、利用者、職員及び指定管理法人それぞれにとって、具体的にどのような利益や福祉の向上につながると判断しているのか、その根拠をお示ください。	